



中小企業者向け

令和3(2021)年度 県制度融資のご案内



主な資金の目的別利用ガイド

一般的な 事業資金が 必要な方	▶一般的な事業資金を借りたい	①一般資金
	▶短期の運転資金を借りたい	①一般資金(運転・短期枠)
	▶小規模事業者で一般的な事業資金を借りたい	②小規模企業資金
創業・新事業 展開等に 取り組む方	▶創業したい、創業して5年未満	③創業支援資金
	▶経営革新計画やフロンティア企業の県の承認を受けた	④新事業開拓支援資金
	▶事業を承継したい	⑤事業承継支援資金
前向きな投資・ 事業推進等に 取り組む方	▶県が重点的に推進する事業に取り組みたい (自動車・航空宇宙・医療福祉機器・AI・IoT・ロボット・光学・環境・ 新素材・フードバレー・観光・海外展開・健康づくり・女性活躍・ 子育て支援・働き方の見直し・地域経済牽引事業)	⑥産業政策推進資金
	▶金融機関の経営支援策と一体となった融資を受けたい	
	▶感染症対策や新たな販路開拓、生産性向上に取り組みたい	
経営安定・ 経営改善等に 取り組む方	▶工場用地を取得したい、工場や研究所を建設したい	⑦産業立地促進資金
	▶売上が減少している	
	▶雇災対応や事業活動の継続に取り組みたい	⑧経営安定資金
	▶新型コロナウイルス感染症による影響を受けた	
商工業と農業の 兼業に取り組む方	▶県制度融資の既往債務を借り換えたい	⑨経営サポート資金
	▶抜本的な経営改善・事業再生を図りたい	⑩経営改善資金
	▶商工業と農業の事業資金を併せて借りたい	
	▶商工業から農業、農業から商工業へ進出したい	⑪栃木県農業ビジネス保証制度資金

栃木県産業労働観光部

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/youushi/index.html>

※HPから提出様式をダウンロードできます。

県制度融資の対象となる方

中小企業者（小規模企業者を含む会社・個人）・中小企業団体の方が対象となります。

中小企業者とは

資本金基準又は従業員基準のどちらかを満たしている方

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅行業・ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

小規模企業者とは

従業員基準を満たしている方

区 分	従 業 員 数
製造業・その他	20人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業・旅行業	
商業・サービス業（上記を除く）	5人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

注) 商業とは、卸売業・小売業（飲食店含む）を指します。

※産業立地促進資金については大企業等も対象となります。

※農林漁業、金融・保険業（保険媒介代理業 及び保険サービス業を除く）を営んでいる方は対象となりません。

※栃木県農業ビジネス保証制度資金については、商工業とともに農業を営む中小企業者・中小企業団体・農事組合法人・個人（農地所有適格法人を含む）が対象となります。

詳細については、県経営支援課までお問い合わせください。

中小企業団体とは

事業協同組合・協業組合・商工組合 等

今年度の主な改正点

☆産業政策推進資金の拡充（再起支援融資の創設）

新型コロナウイルス感染症対策や新たな販路開拓、生産性向上に取り組む中小企業者を支援します。

☆経営安定資金の拡充（新型コロナウイルス感染症対策融資の創設）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少した中小企業者の資金繰りを支援します。

☆事業承継支援資金の拡充（経営者保証解除関連の創設）

経営者の保証を不要とする「経営者保証解除関連」を創設し、中小企業者の円滑な事業承継を支援します。

◇令和3(2021)年度制度融資一覧

令和3(2021)年4月1日現在

資金名	資金用途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間		
① 一般資金 (県経営支援課)	(運転・一般枠) 一般的な運転資金を必要とするとき	中小企業者 中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内	運転	3,000万円 ※団体は 1億円	5年以内 (1年以内)	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める]
	(運転・短期枠) 短期的に一般的な運転資金を必要とするとき		年利(1.5%) <1.7%> 2.0%以内		2,000万円 ※団体は 1億円	1年以内	
	(設備・機械) 生産、加工等に必要な機械等を購入するとき		年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内	設備	5,000万円 ※認定耐震改 修工事の場合 は1億円	7年以内 (1年以内)	
	(設備・建物) 店舗、工場等を新築、改築、取得するとき		年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内 ※認定耐震改修 工事の場合は 0.2%引き下げ			10年以内 (2年以内)	
② 小規模企業 資金 (県経営支援課)	(一般貸付) 申込金額と保証付残高の合計が 2,000万円を超える方	小規模企業者	年利(1.6%) <1.8%>以内 経営発達貸付該 当の場合は、 年利(1.5%) <1.7%>以内	運転・ 設備	3,000万円 ※小口零細と 合わせて 3,000万円	1年超7年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める] ※小口零細貸付 は小口零細企業 保証制度の専用 資金
	長期資金 (小口零細貸付) 申込金額と保証付残高の合計が 2,000万円以内の方		年利(1.6%)以内 経営発達貸付該 当の場合は、年 利(1.5%)以内		2,000万円		
③ 創業支援 資金 (県経営支援課) ※各別表は 併用不可	(別表1) 勤務経験や法律に基づく資格を活か して創業するときや、商工団体の創業 塾等を修了して創業するとき等(創業 して1年以内の場合を含む)	創業者	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転	2,000万円	7年以内(1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める(創業関 連・創業等関連 保証は0.8%、創 業等連携サポート 制度を利用した 場合は0.6%ま たは0.45%)]
	(別表2) 融資金額と同額以上の自己資金を有 し創業するときや、事業を開始した日 以後5年を経過していない中小企業 者が資金を必要とするとき、分社化や 兼業・副業により創業するとき	中小企業者		※Uターン創 業者の場合は、 年利(1.6%) <1.8%>以内	設備	3,000万円	
	(女性・若者・シニア支援枠) (別表3) 女性・若者(30歳未満)・シニア(55歳 以上)で、別表1又は別表2に該当(一 部除く)するとき	女性・若者・ シニアの 創業者 中小企業者	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転・ 設備	1,000万円	運転 7年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) [建物 10年以内 (2年以内)]	
④ 新事業開拓 支援資金 (県経営支援課)	(経営革新・フロンティア) 経営革新計画やフロンティア企業の県 の承認を受けて、新事業の開拓や経営 の革新等を行うとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転・ 設備	1億円 (うち運転 3,000万円)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める] 保証付き [保証料率は別途 定める]
	(事業転換促進関連) 事業転換計画の県の認定を受けて、 新たな事業分野に進出するとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転	2,000万円	[建物 10年以内 (2年以内)]	
⑤ 事業承継 支援資金 (県経営支援課)	(経営承継関連) 県の認定又は事業引継ぎ支援セン ターや専門家の支援を受けて策定し た事業承継計画等に基づく取組を行 うとき	中小企業者等 (代表者含む) 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転・ 設備	1億円 (うち運転 2,000万円)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める]
	(M&A関連) M&A(合併、営業譲渡、株式取得)に より事業資産及び経営権を承継する ときや、M&A実施後2年以内に機械 又は建物を取得するとき	中小企業者 中小企業団体		設備	1億円	10年以内 (2年以内)	
	(経営者保証解除関連) 事業承継に際して経営者の保証を外 したいとき	中小企業者 (法人に限る)	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転・ 設備・ 借換	1億円 (うち運転 2,000万円)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内) 借換 10年以内 (1年以内)	保証付き[保証料 率は別途定める] ※事業承継特別 保証制度又は経営 承継借換関連保証 制度の専用資金

[注] 融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間		
⑥ 産業政策推進資金 (県経営支援課)	(重点政策推進融資)						
	(1)とちぎ産業振興協議会の会員企業が、戦略3産業(自動車、航空宇宙、医療福祉機器)の振興のために必要な事業を行うとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転・設備	1億円 (うち運転 3,000万円)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内) [建物 10年以内 (2年以内)]	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める]
	(2)とちぎ未来技術フォーラムの会員企業が未来3技術(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)の活用促進のために必要な事業を行うとき						
	(3)フードバレーとちぎ推進協議会の会員企業が、食品関連産業分野における研究開発、製造、販路開拓等を行うとき						
	(4)観光客の利便性向上や、観光客の安全・安心の確保等に資する施設・設備の設置・改修、観光地としての魅力向上のための事業を行うとき						
	(5)海外展開を図るために、外国に支店・工場等を設置するとき、海外見本市・商談会へ参加するとき等						
	(6)健康づくり、女性活躍、子育て支援、働き方の見直しに資する事業を行うとき						
(7)県の承認を受けた地域経済牽引事業を行うとき							
⑦ 産業立地促進資金 (県産業政策課)	(とちぎ創生融資(第2期)) <金融機関提案型> 各取扱金融機関の定める要件に該当する中小企業者		取扱金融機関ごとに融資対象者等は異なります。 詳細は県ホームページをご覧ください。				
	(再起支援融資) 新型コロナウイルス感染症対策や新たな販路開拓、生産性向上に取り組むとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.2%) <1.4%> 1.7%以内	運転・設備	8,000万円	1年超10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める]
	(新規立地促進融資) 県内の工場用地等を取得する場合や、工場適地に工場や研究所等を設置するとき ※グローアップ融資との併用不可	県内外の 事業者	年利(1.9%) <2.1%> 2.4%以内 [知事特認 (1.4%) <1.6%> 1.7%以内]	設備	10億円 [知事特認 20億円] ※土地取得費 を含む	12年以内 (2年以内) [知事特認 15年以内 (3年以内)]	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める]
(グローアップ融資) 成長分野における先進的な大規模投資や地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行うとき ※新規立地促進融資との併用不可	年利(1.7%) <1.9%> 2.1%以内		5億円 ※下限 5,000万円超 ※土地取得費 を除く		12年以内 (2年以内)		

[注] 融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等		
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間			
⑧ 経営安定資金 (県経営支援課)	(基盤強化融資)							
	(1)売上減少、受取手形の不渡り等による経営不安を防止するために資金を必要とするとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転	4,000万円 ※ただし、(4)については 5,000万円	1年超10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]	
	(2)特定中小企業者として市町村長の認定を受けたとき						保証付き [保証料率は 0.8%又は0.7%]	
	(3)特例中小企業者として市町村長の認定を受けたとき						※(3)は危機関連保証 制度の専用資金	
	(4)特定被災区域内の事業所で、震災により直接又は間接に影響を受け市町村長の認定を受けたとき						保証付き [保証料率は別途 定める]	
	(5)為替変動による影響を受けて売上が減少したときや、原材料の高騰に対応するために資金を必要とするとき							
	長期資金	(事業活動継続融資)						
		火災、地震又は風水害等の災害を受けたときや、災害等の未然防止対策を行うとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転・ 設備	運転 3,000万円 設備 5,000万円	1年超7年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]
		(新型コロナウイルス感染症対策融資)						
		(一般貸付) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.2%) <1.4%>以内	運転	4,000万円	1年超10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]
(伴走支援型貸付) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業が、金融機関による伴走支援を受けて生産性向上等に取り組むとき		中小企業者 中小企業団体	年利(1.2%) <1.4%>以内	運転・ 設備・ 借換	4,000万円	10年以内 (5年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める] ※伴走支援型特別 保証の専用資金	
⑨ 経営サポート資金 (県経営支援課)	(経営力強化融資)							
	金融機関又は経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行及び進捗の報告をするとき ※借換対象は保証付き県制度融資(一部対象外)	中小企業者 中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%>以内	運転・ 設備・ 借換	1億円(うち運 転3,000万円) ※借換の場合 は、当該融資 残高の範囲内	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 借換 10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める] ※経営力強化保証 制度の専用資金	
	(借換融資)							
	(1)サポート借換 既に借入れしている以下の県制度融資の借換えを必要としているとき ・小規模企業資金 ・創業支援資金 ・新事業開拓支援資金 ・経営安定資金	中小企業者 中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%>以内	借換・ 運転	【既存債務借 換型】 借換をする左 記資金の融資 残高の範囲内	10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]	
(2)金融円滑化借換 既に借入れしている県制度融資の借換えを必要としているとき ただし、以下の資金を除く ・一般資金(運転・短期枠) ・産業立地促進資金 ・経営サポート資金 ・経営改善資金	年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内						【既存新規一 本型】 借換後の資金 の月毎の返済 額が、借換えを する資金の月 毎の返済額を 超えない額の 範囲内	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める]
⑩ 経営改善資金 (県経営支援課)	事業再生ファンドや経営サポート会議等の支援を受けて策定した事業再生計画に従って、抜本的経営改善や再生を図るとき	中小企業者 中小企業団体	年利(2.3%) <2.5%>以内	運転・ 設備・ 借換	2億円 ※[知事特認 借換 融資残 高の範囲内]	10年以内 (1年以内) [建物 10年以内 (2年以内)] [知事特認借換 15 年以内(1年以内)、 感染症対応型保証を 利用する場合 15 年以内(5年以内)]	保証付き [保証料率は別途 定める] ※事業再生計画 実施関連保証制 度の専用資金	

[注] 融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間	
① 栃木県農業ビジネス保証制度資金 (県経営支援課)	商工業とともに農業を営むとき	中小企業者 中小企業団体 農事組合法人 個人	年利2.2%以内 ※割合保証(80%)付き	運転・設備 1億円	運転 10年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内) [建物 15年以内(2年以内)]	保証付き [保証料率は0.8%] ※農業ビジネス保証制度の専用資金

◇他部局所管の中小企業向け制度融資

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間	
環境保全資金 (県環境保全課)	公害防止施設等を設置するときや、環境保全に資する事業に取り組むとき	中小企業者 中小企業団体	年利1.6%	設備 所要経費の90%以内で次の額 ・公害防止施設等の設置、環境保全事業、省エネ設備等の導入 100万円以上1億円以下 ・工場等の移転 200万円以上1億5千万円以下	・融資額が1,000万円以上の場合 10年以内(2年以内) ・融資額が1,000万円未満の場合 7年以内(1年以内)	原則として保証付き [保証料率は別途定める]
	省エネ設備等を導入するとき		年利1.5%			
	再生可能エネルギー発電施設を設置するとき					

[注] 環境保全資金の融資利率は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)、保証付き(責任共有制度対象)ともに年利1.6%です。ただし、省エネ設備等の導入・再生可能エネルギー発電施設の設置については年利1.5%としています。

◇県制度融資の融資期間延長について

制度名	要旨	利用対象者	延長できる期間
融資期間の延長 (県経営支援課)	県制度融資要綱(産業労働観光部所管の県制度融資)で定めた融資期間を超える融資期間の延長が可能(一般資金(運転・短期枠)を除く)	県制度融資借入者(一般資金(運転・短期枠)を除く)	3年を限度とし、金融機関(保証付きにあっては保証協会を含む)が認めた期間

[注] 新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金の延長できる期間は、5年を限度とし、金融機関及び保証協会が認めた期間

融資申込先・取扱金融機関

県制度融資の申込先となる取扱金融機関は、以下の金融機関の県内外の営業店となります。

- 銀行 三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、山形銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、三井住友信託銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行
- 信用金庫 白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫
- 信用組合 真岡信用組合、那須信用組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合
- 政府系金融機関 商工組合中央金庫

[注] 栃木県農業ビジネス保証制度資金の取扱金融機関は、栃木県信用保証協会と約定を締結している金融機関(上記金融機関を含む)となります。

県制度融資の主な手続の流れ

*融資申込前に、まずは取扱金融機関、県経営支援課、最寄の商工団体に御相談下さい。

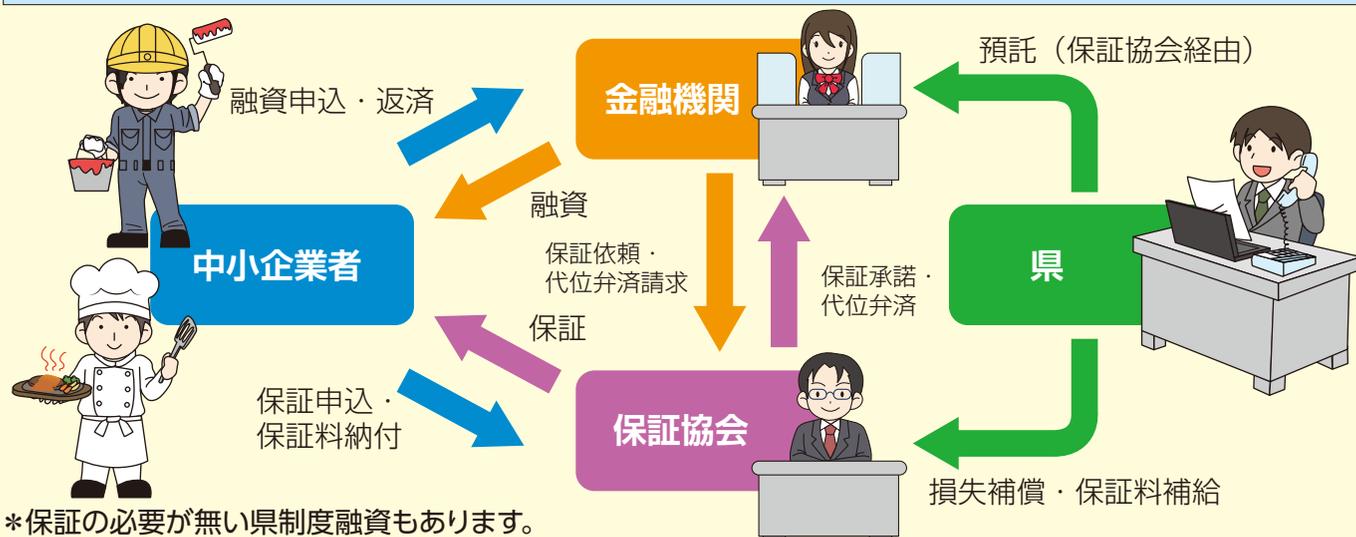


*①・②は認定・推薦等を要する場合、④・⑤は保証協会を利用する場合の流れです。

県制度融資の仕組み

県制度融資は、融資条件(利率・限度額・要件等)を県が要綱で定め、金融機関と保証協会の協力を得て、中小企業者の方へ融資を行う制度です。

また、県が金融機関への預託や保証協会への保証料の補給及び損失補償を行うことにより、低利・低保証料で、さらに融資を受けやすい制度となっています。



*保証の必要が無い県制度融資もあります。

保証料率について

県が一部保証料補給を行っているほか、保証協会の協力により、一般の保証料率より低く設定しています。なお、保証制度によっては一律の保証料率が適用となる場合もあります。

● 栃木県制度融資保証料率

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (%)	1.60	1.45	1.30	1.15	1.05	1.00	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (%)	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45

*経営サポート資金(経営力強化融資)を利用する場合は保証料が一区分下がります。

(参考) 一般保証料率

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

制度融資 Q&A

Q1 どんな企業が使えるのですか？

A1 中小企業者の方ならどなたでもご利用いただけます。ただし、県内で1年以上同一事業を営んでいることが必要な資金や、業種に制限のある場合もあります。

Q2 どんなことに使えますか？

A2 県内の事業所で必要とする設備資金や運転資金にご利用いただけます。ただし、設備資金又は運転資金に限定している資金や用途を限定している資金もあります。

Q3 どこに申し込むのですか？

A3 融資申込は、直接、取扱金融機関に行うこととなります。ただし、資金によっては、事前に公的機関の証明書等が必要なものもあります。

Q4 取扱金融機関はどこですか？

A4 6ページに取扱金融機関の一覧を記載しています。

Q5 県が貸してくれるのですか？

A5 県が貸付け原資を県内の金融機関に預託し、それに金融機関のプロパー資金を加えて、金融機関の判断に基づいて融資を行います。



Q6 信用保証協会について教えてください。

A6 信用保証協会は、中小企業者の方が金融機関から融資を受ける際に、皆さんの保証人として融資の途を開くために設けられた公的な保証機関です。

Q7 責任共有制度について教えてください。

A7 金融機関と保証協会とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の方に対して融資や経営支援など、より一層の支援を行うことを目的とした制度です。

広告

栃木県信用保証協会は
明日をひらく中小企業・小規模事業者の
「成長」と「繁栄」をサポートします！



「とちぎの元気」は中小企業から

栃木県信用保証協会



本所

TEL028-635-2121
〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館

足利支所

TEL0284-70-6339
〒326-0821 足利市南町4254番地1 ニューミヤコホテル足利本館

広告

変革する中小企業のナビゲーター

事業承継、生産性向上、経営革新、
創業、働き方改革、経営改善
経営診断など経営のことはなんでも中小企業診断士会へ
地域振興、農業、林業、福祉介護、商店街など
多様な業種を支援

11月4日は【中小企業診断士の日】



一般社団法人 栃木県中小企業診断士会
〒321-0152 栃木県宇都宮市西川田7-1-2
TEL:028-612-8880 FAX:028-612-8834



※栃木県では財源確保のため、広告を掲載しています。

詳細やご不明な点について、お気軽にお問い合わせください

制度融資全般についてのお問い合わせは 産業労働観光部経営支援課	TEL028(623)3181
産業立地促進資金についてのお問い合わせは 産業労働観光部産業政策課企業立地班	TEL028(623)3202
環境保全資金についてのお問い合わせは 環境森林部環境保全課	TEL028(623)3188
(省エネ設備等の導入・再生可能エネルギー発電施設の設置については 環境森林部気候変動対策課	TEL028(623)3187)
信用保証についてのお問い合わせは 栃木県信用保証協会	TEL028(635)2121

最寄りの商工会・商工会議所又は金融機関でもお問い合わせを受け付けています

